

○酒田市社会福祉法人地域協議会設置要綱

(令和 5 年 3 月 15 日告示第 99 号)

改正 令和 6 年 3 月 6 日告示第 119 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。)第 55 条の 2 第 6 項の規定に基づき、社会福祉法人(法第 22 条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。)が社会福祉充実残額(法第 55 条の 2 第 3 項第 4 号に規定する社会福祉充実残額をいう。)を活用して計画する地域公益事業(同条第 4 項第 2 号に規定する地域公益事業をいう。以下同じ。)の内容及び事業区域(同条第 3 項第 2 号に規定する事業区域をいう。以下同じ。)における需要等について、当該事業区域の住民その他の関係者から、公正かつ中立な意見の聴取等を行うため、酒田市社会福祉法人地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 事業区域の福祉課題に関すること。
- (2) 事業区域に求められる福祉サービスの内容に関すること。
- (3) 社会福祉法人が取り組もうとしている地域公益事業に関すること。
- (4) 関係機関との連携に関すること。
- (5) 地域公益事業の実施状況の確認及び助言に関すること。
- (6) 事業区域の関係者によるそれぞれの取組及び課題の共有に関すること。
- (7) 前各号に掲げる事項のほか協議会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 10 人以内で構成し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療福祉サービス事業関係者(社会福祉法人を除く。)
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 地域住民の代表者
- (5) ボランティア団体関係者
- (6) 酒田市社会福祉協議会の代表者
- (7) 福祉行政職員
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことはできない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、意見を聴くことができるとともに、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員及び協議会の関係者は、職務上知り得た情報を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務等)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において処理する。ただし、協議会の運営を適正かつ円滑に実施できると市長が認めた団体に、運営に係る庶務を委託することができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第3条の規定による協議会の委員の委嘱又は任命に関し必要な行為は、この告示の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

附 則(令和6年3月6日告示第119号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。